

件名：江ヶ崎水力発電共同事業

番号	質問内容	回答
1	事業計画認定（以下、「認定」という。）の取得に係る住民周知について最短で令和7年度中の認定取得を想定しており、認定取得には住民周知としてチラシ配布が必要となります。弊社からご提案する低圧の場合、施設から100m以内の住民が配布対象となりますが、配布先の選定と実施時に市のご協力を頂ける認識でよろしいでしょうか？	配布対象は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。また、配布先の選定と配布の実施は事業者にて実施していただきます。
2	極端な条件悪化に伴う、納付金の再協議可否について最短で令和7年度中に認定取得を想定しておりますが、発電開始までに極端な条件悪化が発生した場合、設定した納付金を再協議頂くことは可能でしょうか？	事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については仕様書「別紙1」を参照願います。現時点で想定されない極端な条件悪化が発生した場合は、協議により決定します。